

日本赤十字社診療放射線技師会 謝礼規程

(目 的)

第 1 条

この規定（以下本規定という）は会の事業に伴う謝礼金の支払いについて必要な事項を定める。

(謝礼金の種類)

第 2 条

本会が支払う謝礼金は「講師謝礼金」と「講師以外の謝礼金」がある。

2 講師謝礼金は、本会が主催する学術大会、研修会、講習会等における講演、講義、実習又は実技指導等の講師に対して支払う。尚、当会から派遣された常任理事及び監事が講演を行った場合の謝礼金は不要である。

3 講師以外の謝礼金は、学会や研修会等の運営に携わった会員または非会員で運営責任者が認めた場合に限り支払う。但し、日当との併用の場合は 1,000 円程度の金券を支給する。

(謝礼金の支払基準)

第 3 条

前条により謝礼金の支払いが発生した場合は次の額を支払う。

2 非会員講師の場合、上限 30,000 円

3 会員講師の場合

(1) 30 分未満 : 3,000 円

(2) 30 分以上 60 分未満 : 5,000 円

(3) 60 分以上 : 10,000 円

4 学会や研修会等の運営に携わった会員または非会員で運営責任者が認めた場合に限り 3,000 円以下の金券で支給する。

(謝礼金の支払方法)

第 4 条

講師謝礼金は現金で支払うが、本人が希望をすれば金融機関の口座へ振り込みで支払うこともできる。

2 講師以外の謝礼金は基本的に金券で支払うが現金でも構わない。

(交通費及び宿泊費の支払)

第 5 条

講師の交通費及び宿泊費を要した場合は、本会旅費規程を準用して支払う。

(委 任)

第 6 条

この規程で定められていない事項及びこの規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(改 廃)

第 7 条

本規程の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 4 日より施行する。